

事務連絡
令和8年2月24日

各障害福祉サービス等事業者様

三重県子ども・福祉部障がい福祉課長

令和8年度の福祉・介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限について

平素より、障がい福祉の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。厚生労働省及びこども家庭庁から連絡があり、現在、福祉・介護職員等処遇改善加算について、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定を待たずに、期中改訂を実施し、福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充を行うこととなっており、令和8年度の処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書等について、見直しを行うこととなっております。見直し後の様式等については、追って連絡があるとのことです。

福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充による周知期間等を考慮し、処遇改善加算等の計画書の提出については、通常、福祉・介護職員等処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに行うこととしているところですが、令和8年4月及び5月分を算定する事業者は、令和8年6月以降の申請に係る処遇改善計画とあわせて、令和8年4月15日までに提出することとする予定とのことです。この際、これらの事業所に所属する令和8年6月に処遇改善加算が新設されるサービス（計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援）の障害福祉サービス等事業所（以下「加算新設事業所」という。）に係る処遇改善計画についてもあわせて提出することとする予定とのことです。

ただし、加算新設事業所のみが所属する事業者など、令和8年4月及び5月分は申請しない事業所が、令和8年6月以降に処遇改善加算を申請する場合は、令和8年6月以降の申請に係る処遇改善計画書について、令和8年6月15日までに提出することとする予定とのことであるため、ご留意ください。

事務担当 三重県子ども・福祉部 障がい福祉課 サービス支援班 電話：059-224-2266 FAX：059-228-2085
--